

公益財団全日本軟式野球連盟役員の年齢に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第16条の役員の年齢に関する事項を定める。

(年齢基準)

第2条 役員は、年齢が満75歳未満でなければならない。ただし任期期間中において年齢基準を迎えた場合は、その限りではない。

(年齢基準日)

第3条 年齢基準日は、任期満了日を定時評議員会終結のときとする。

(内規の変更)

第4条 この内規は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この内規は、平成24年2月16日から施行する。

平成29年8月22日一部改訂